

TOKYO H2 プロジェクト 活動規約

1 プロジェクト名称

本プロジェクトは、TOKYO H2 プロジェクトと称します。

2 目的

本プロジェクトの目的は、脱炭素社会、エネルギー安定供給、産業振興の実現に向け、幅広い分野での水素の積極的利用を促進するため、官民が連携して「水素を使うアクション」を加速させることです。本プロジェクトの下、東京都と水素エネルギーに関する企業・組織が、水素の社会実装で世界をリードする東京を目指し、水素をテーマにした様々な取組を進めます。

3 構成・組織

- (1) 本プロジェクトには、4により参画を承認された団体で構成するものとします。参画団体は、必要に応じて追加・変更することができます。
- (2) 参画団体は、各団体の強みを活かし、水素モビリティや産業利用、発電・熱利用等に関する取組や本プロジェクトの連携企画、情報提供などに主体的に取り組むものとします。
- (3) 本プロジェクトの事務局は、東京都産業労働局が行います。

4 参画の承認

2の目的に賛同し、かつ、現に水素エネルギーに関する活動を東京都内で行っている団体又は将来行う予定である団体（政治団体及び宗教法人を除く。）が、事務局に対して別記様式第1号の申請書を提出し、承認を得ることで本プロジェクトに参画することができます。

5 参画の不承認

別記様式第1号の申請書を提出しても、次のいずれかに該当する場合には事務局の判断により参加承認されないことがあります。

- (1) 申請資料に不備がある場合
- (2) 申請内容に虚偽が認められる又は不適切であると判断される場合
- (3) 取組内容に不正があると判断される場合
- (4) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団に該当する団体若しくは代表者、役員、従業者等に暴力団員が含まれると判断される場合
- (5) 法令、規程等を遵守していない場合

- (6) その他、団体の活動又は取組内容が東京都の施策又はその方向性に合致していないと事務局が判断する場合

6 活動内容

参画団体は、「水素を使うアクション」を加速させるため、以下の活動を行うものとします（(1) は必須、(2)から(5)までは任意とします。）。

- (1) 水素モビリティや産業利用、発電・熱利用等に関する取組など、都内の水素利用を増やすための新たなアクションや既に行っているアクションの充実
- (2) 共通ロゴ等を活用した積極的な情報発信（共通ロゴのガイドラインは、別に定めるものとします）
- (3) 参画企業・団体同士の交流イベント（東京都主催等）への参加
- (4) 水素利用の促進のための情報共有
- (5) 東京都 HP での参画団体の取組紹介への協力

また、東京都は、本プロジェクトの目的達成に資するよう、参画団体の取組を広報・連携等の面から積極的に後押しします。

さらに、参画団体が、本プロジェクトの下に独自の取組を実施する場合、事前に事務局へ連絡するものとします。

7 不適切な活動の是正

事務局は、参加団体又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該団体等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本活動規約に違反し、又はその疑いがあると認められる場合
- (2) その他本プロジェクトの目的に反する行為を行い、又はその疑いがあると認められる場合

8 参画承認の取消

事務局は、参画団体が次のいずれかに該当する場合、当該団体の参画承認を取り消すことができます。

- (1) 倒産又は解散をした場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為をした場合
- (3) 上記 7 に掲げた不適正な活動に対する事務局からの是正等に応じなかった場合
- (4) その他、本プロジェクト又は事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められた場合

9 その他

本プロジェクトへの参画は、東京都が各団体の提供する商品・サービスの品質を保証するものでも、営業活動を推奨するものでもありません。参画団体の活動により生じた一切の損害について、東京都は責任を負いません。

10 規約の見直し

本規約は、事務局の判断により必要に応じて改訂されることがあります。その際は、参画団体に周知の上、意見を求める場合があります。

以上